

## イスラーム女性教師とスカーフ禁止

— シュトゥットガルト行政裁判所判決 (2006年7月7日) —

手塚 和 男

**Islamische Lehrerinnen und Kopftuchverbot**

— VG Stuttgart vom 07.07.2006 —

**Kazuo TEZUKA**

### はじめに

イスラーム教徒のスカーフ問題に対する認識のありようのおかしさが、次のような簡単な例で示されている。「カトリックの修道女も、髪をヴェールで覆い、身体の線があらわにならない服装をしている。心身を神に捧げるために、異性との交渉を断つ彼女たちは、当然のことながら、男性からの視線を遮断するような服装を身につけている。髪と身体のラインは、ムスリム女性とよく似た方法で隠されているが、誰も、修道女に被り物を脱げと命じたりしない。ヴェール着用の禁止を制定する国家もない。／西欧社会は、カトリックの修道女のヴェールには政治的な意味がないと認識しているので、信教と表現の自由として彼女たちに干渉しない。一方、イスラームのスカーフには、もっぱら政治的意味を見出そうとするので、執拗に干渉するのである。ムスリムから見ればダブルスタンダード（二重基準）なのだが、ヨーロッパの人びとは、ダブルスタンダードであると認識できない。／ドイツ社会には、宗教の共存に関する『論理としての平等主義』と『現実の不平等』というダブルスタンダードが存在する。ドイツにおいても国家と教会は分離しているが、それでもなおキリスト教会の影響力は無視できない。基本法（憲法）によって、キリスト教会は特別の地位を保障されている。したがって、ムスリムに対する処遇と格差があっても当然だという認識がドイツ社会には存在する。／だが、もしそうであるならば、十字架もキパも、そしてスカーフも等しく公的領域から追放すべきだという主張は成り立たない。ムスリム移民から見れば、一方で、『お前たちのシンボルだけではない。他の宗教のシンボルも追放するのだから法に従え』と言われ、他方では『そもそもキリスト教が特別の地位をもつドイツにおいて、お前たちはよそ者にすぎないのだ』と言われていることになる。ドイツ社会は、『他者』として扱われてきたムスリム移民の立場から見直したときに、自分たちの社会がいかなる矛盾をもっているかを認識できないのである。』

ドイツにおける判例を見ると、カトリックの修道服を着用して授業をする修道女教師との比較考量から、平等違反を結論づけて、スカーフを着用したまま授業をすることを認めるという行政裁判所判決<sup>2</sup>がある。2007年のノルトライン・ヴェストファーレン州の3つの判例及びフェレシタ・ルディン判決等については別稿<sup>3</sup>で扱い、ここではドイツにおける学校法改正によるイスラームのスカーフ禁止法律の制定状況についても触れ、本稿で扱うシュトゥットガルト行政裁判所判決についても述べた。本稿では、この判決を中心にして、キリスト教とそれ以外の宗教の取り扱いの違い、換言すればキリスト教の特別扱い又は特権化も視野に入れて検討することにする。

I. シュトゥットガルト行政裁判所判決（2006年7月7日、Az. : 18K 3562/05.）<sup>4</sup>

## 1. 事件の概要

ドーリス・グラバーは、1973年からバーデン・ヴュルテンベルク州の教職に就き、1976年以来シュトゥットガルトのバート・カンシュタットの基礎・基幹学校で教えている。1978年には終身公務員となった。1984年にカトリック教からイスラーム教に改宗し、1995年以来スカーフを着用して授業をしてきた。<sup>5</sup> グラバーのスカーフは、典型的なイスラームのスカーフとは違い、海賊スカーフ（パイレーツ・スカーフ）のように結ばれていて、帽子のように結び、「海賊スカーフと縁なし帽子を混ぜ合わせたような」<sup>6</sup> スカーフで、首・うなじの部分は隠されていない結び方であり、「粋な」スカーフともいわれている。<sup>7</sup> このような結び方をしたこと理由は、ここで生活することができるための一つの「妥協」であったという。<sup>8</sup>

ドーリス・グラバーがスカーフを着用し始めた1995年に、ドイツ国籍を取得したアフガニスタン出身の教師志願者、フェレシタ・ルディンは、1998年に基礎学校・基幹学校を主としてドイツ語、英語と社会科・経済学の教科をもつ基幹学校の教職のための第2次国家試験に合格し、バーデン・ヴュルテンベルク州の教職への採用を申請した。が、彼女がスカーフの着用を断念しなかったために、シュトゥットガルト上級教育庁は、「スカーフは文化的区分のシンボルであり、したがって宗教的シンボルであるだけでなく、政治的シンボルでもある。スカーフと結び付いた文化的反統合の客観的効果は、国家の中立性の命令と合致できない」との理由で、1998年7月10日に、申請を認めなかった。この拒否決定に対して、ルディンは1998年7月17日に異議申立をし、1999年2月シュトゥットガルト行政裁判所に訴え、2000年3月24日に判決があって、それは、国家の中立性義務違反、公務員としての教師の適性の欠如を理由にこの訴えを斥けた。

このルディンの裁判中にドーリス・グラバーのスカーフ着用を事実をシュトゥットガルト上級教育庁が知ることとなった。<sup>9</sup> このルディンの判決を受けて、2000年3月31日にシュトゥットガルト上級教育庁はドーリスと身上に関する会談を行い、その会談の調書（2000年4月5日）に対して、2000年4月10日ドーリスは文書によって態度を表明した。

2000年7月3日、シュトゥットガルト上級教育庁は、ドーリス・グラバーに対して、生徒たちとの接触がある場合にはスカーフを着用せずに職務を遂行するように命じた。この命令に対する異議申立は、2000年8月4日になされたが、シュトゥットガルト上級教育庁によって2002年2月1日に棄却され、ドーリス・グラバーは2002年3月4日シュトゥットガルト行政裁判所に提訴した。<sup>10</sup>

ルディンの訴訟は、2001年6月26日に控訴審のバーデン・ヴュルテンベルク州上級行政裁判所の判決があり、2002年7月4日には上告審の連邦行政裁判所の判決が出されている。引き続き、ルディンは連邦憲法裁判所に提訴し、2003年9月24日に判決が下され、連邦行政裁判所に差し戻された。連邦憲法裁判所第2部は、5対3の僅差で、「連邦構成州（国家）は、確かにイスラーム教徒の女性教師に授業中のスカーフ着用を禁止することができるが、州はそのために法律上の根拠を作り出さなければならない。バーデン・ヴュルテンベルク州においては、これが欠けている。」と判示した。この判決を受けて、「バーデン・ヴュルテンベルク州のアネット・シャヴァン文化相（CDU）とコリーナ・ヴェルヴィック＝ヘルトネック司法相（FDP）はスカーフ禁止の法律案を提案した。シャヴァンによってまとめあげられた草案はイスラーム教徒の女性教師に授業中のスカーフ着用を禁止している。それに対して、キリスト教のシンボルは明確に許されている。この点に関して、以前に両大臣の間に激しい争いがあった。ヴェルヴィック＝ヘルトネックはキリスト教のシンボルの着用も禁止することを提案した。」<sup>11</sup> この学校法改正草案は若干の訂正を受けて、「2004年4月1日、州議会は、キリスト教民主同盟、自由民主党及

びドイツ社会民主党の賛成によって、公立学校におけるイスラーム教徒の女性教師に対するスカーフを禁止する連邦で最初の法律を議決した。この新しい法律では、学校におけるすべての宗教的・政治的表明が禁止される。それに対してキリスト教及びヨーロッパのシンボルは許されている。これは具体的には、今からバーデン・ヴュルテンベルク州の学校においてはキリスト教の十字架及びユダヤ教のキップの着用は許されるが、イスラーム教のスカーフは禁止されるということの意味している。<sup>12</sup> こうしてバーデン・ヴュルテンベルク州は学校におけるスカーフ禁止の法律を最初に制定したのである。2004年4月1日にバーデン・ヴュルテンベルク州議会は、連邦憲法裁判所の判決に応じた法律上の根拠として学校法第38条2項を新たに規定し、2004年4月9日に施行された。<sup>13</sup>

2004年6月24日連邦行政裁判所は、ルディン事件の連邦憲法裁判所による差し戻し裁判を行い、改正学校法第38条2項は、上位の法令に合致するとして、スカーフの着用を望む教師志願者の採用拒否を認めた。

この法律の制定は、グラバーの裁判にも影響を及ぼすこととなった。2000年7月3日のシュトゥットガルト上級教育庁の命令（子どもと接する場合にはスカーフを着用しないで職務を遂行すること）に対するグラバーの2000年8月4日の異議申立があり、これに対して2002年2月1日のシュトゥットガルト上級教育庁の異議申立裁決がなされ、シュトゥットガルト行政裁判所への提訴となった。2004年12月28日の決定（17 K 810/02）によって、2004年12月8日のシュトゥットガルト上級教育庁による裁決が、2000年7月3日の裁決と2002年2月4日の異議申立裁決を、基本権の重要性のために女性教師に対するスカーフ禁止が法律上の根拠を必要とするとして2003年9月24日の連邦憲法裁判所の判決を考慮して、取り消した。2004年12月8日の裁決のなかで、シュトゥットガルト上級教育庁は、原告に対して新たに学校における職務はスカーフなしで遂行するという命令を与えた。この命令の基礎をなしたのが、先の学校法改正による新規定の第38条第2項である。<sup>14</sup> すなわち、原告は、学校におけるスカーフの着用によって学校法第38条第2項第1文及び第2文において課された義務に違反すると主張した。

2005年9月27日シュトゥットガルト行政区執行部（Regierungspräsidium）による異議申立裁決により、グラバーの異議申立は却下され、グラバーは2005年10月26日シュトゥットガルト行政裁判所に訴えを提起した。

2006年7月7日シュトゥットガルト行政裁判所は、「2004年12月8日のシュトゥットガルト上級教育庁の裁決と異議申立に対する2005年9月27日のシュトゥットガルト行政区執行部の裁決は、原告が学校における職務をスカーフなしで遂行することを命じられる限りで、取り消される」と判決の主文で判断した。<sup>15</sup>

この判決では、「連邦行政裁判所の関連する判決を指摘して、控訴を許さなかった。」<sup>16</sup>しかしながら、この控訴を許さなかったことに関連して、キルヒホフ教授は、異議を唱え、結局マンハイムにあるバーデン・ヴュルテンベルク州上級行政裁判所第4部が2007年2月28日の決定でバーデン・ヴュルテンベルク州の控訴を認めた。<sup>17</sup>

ところで、この判決との関連で、バーデン・ヴュルテンベルク州の訴訟代理人であるフェルディナンド・キルヒホフ、チュービンゲン大学教授（財政法・税法）<sup>18</sup>が審理中に論じた点、すなわち「法律は学校におけるすべての種類の宗教上の表明を禁止している」との論点が考慮されなければならない。つまり、キルヒホフは、審理中に「これは修道女の保護についての法律ではない」と明確に述べた。<sup>19</sup>「宗教的表明の禁止は、バーデン・ヴュルテンベルク州の改正学校法に基づき、すべての宗教に適用されなければならない、と裁判所は判決した。『特定の地域における宗教上動機づけられた衣服の特定の形式に対する例外は、したがって問題にならない』と判決理由に書かれている。」<sup>20</sup>「ライプツィヒの連邦行政裁判所の判決によれば、修道女が現在祭服と職務の辞職とのどちらかを決定しなければならないとい

うことは、ほとんど期待できない。」<sup>21</sup>「チュービンゲン大学の法律教授で、バーデン・ヴュルテンベルク州のスカーフ法の作者であるフェルディナンド・キルヒホフは、修道女の祭服を職業服の一つとみなし、それゆえにそれを授業中に宗教的衣服を着用することの禁止から除外したい。その際、キルヒホフは、バーデン・ヴュルテンベルク州の代理人としてライプツィヒの裁判官の前で、勤務時間中のスカーフの着用は学校で必然的に妥当する中立性の命令と相容れない、と説明した。社会が開かれていけばいほど、それだけいっそう厳格に国家は中立にふるまわなければならない。」<sup>22</sup> また、キルヒホフは、学校法改正法律制定のための州議会での合同委員会の公聴会<sup>23</sup>でも、修道女服を政府法律案は許しているのかに関して、次のように発言していた。「修道女服は、歴史的につくられたものに一致しておりますので、もちろん許されています。」「私は伝統の価値と文化の価値は、[バーデン・ヴュルテンベルク]州憲法の第12条、15条及び16条と同じであると考えます。」<sup>24</sup>「修道女服は伝統の問題であります。」<sup>25</sup>「修道女服は、個人の宗教の表現としてではなく、伝統によって保障されているために、認められると考えます。」<sup>26</sup>

## 2. 判決理由

原告の主張は、「彼女が着用しているスカーフは、政治的及び世界観的見解についての陳述を全く許容していないし、それゆえに生徒と両親に対するラントの中立性または政治的、宗教的あるいは世界観的な学校平和を危険にさらし、または乱すことに資するものではない。抽象的危険の存在も、学校での数年間の経験によれば、必ずしも十分には考えられない。異議を申し立てられた命令は、それが原告の宗教的確信を授業から遠ざけることに向いていないという理由で、不釣り合いでもある。生徒や両親には、彼女の宗教所属は、そうでなくても、彼女が自分の宗教的知識を積極的に紛争の解決のために投入しているという理由で、知られている。さらに、バーデン・ヴュルテンベルク州の適用実務は、キリスト教徒の教員が公立学校でたとえば修道服、十字架の形をしたアクセサリー又は魚の形をした自動車のステッカー等のようなキリスト教のシンボルを着用することが禁止されていないが故に、基本法第3条第3項第1文に違反する。リヒテンタールにおいては、公立学校で修道女が修道服で授業をしていた。最後に、学校法第38条第2項は、イスラーム教徒の女性に教師職へのアクセスが困難にされているのだから、基本法第3条第2項にも違反する。」<sup>27</sup>

これに対し、被告の州は次のように主張する。「却下された命令を引き合いに出し、主張された平等原則違反について補足的に説明している。リヒテンタールにおける基礎学校は約200年前から存続している。それは、最初は修道院学校であって、1877年以来公立の女子国民学校に、そして1980年に男女共学の公立の基礎学校に変えられた。学校の担当機関は、バーデン・バーデン市である。学校では、約260人の男女生徒が15名の男女の教師によって1学年から4学年で教えられていた。当時、3人の修道女も修道服で一般教養の科目を教えていた。修道女は、ラントの公務員である。連邦行政裁判所は、2004年6月24日の判決で、学校法第38条第2項第3文の合憲性を確認した。それによれば、キリスト教及びヨーロッパの教育価値・文化価値又は伝統の表現は可能である。修道女服はそのようなキリスト教の伝統を意味する。というのは、まさに修道会がヨーロッパにおける文化と教育に決定的に影響を及ぼしたからである。口頭審理の中で、被告代理人は、授業中に修道服を着用する女性教師からいかなる抽象的危険も生じないと補足説明した。」<sup>28</sup>

判決理由は次の二点について論じられている。<sup>29</sup> 第一に、「異議申立された命令は、その法的根拠を学校法第38条第2項に見ている。この規定は、より高次の法と一致している。」という論点である。第二に、「ただし、被告ラントに存する行政実務は、基本法及びヨーロッパ人権保護条約の平等取扱命令に違反する。そのために異議申立された命令は、裁判所によって取り消されねばならなかった。」という

論点である。

以下では、主に第二の論点についてみていくことにしよう。

### 3. 平等取扱命令（基本法第3条第1項及び第3項、ヨーロッパ人権保護条約第14条）違反<sup>30</sup>

ここでは、まず、改正学校法第38条第2項第1文において、教師の信仰の自由を侵害する職務上の義務を根拠付けたが、ヨーロッパ人権保護条約第14条の差別禁止や基本法第3条第1項及び第3項の平等原則及び差別禁止から、すべての宗教が平等に扱われなければならないことを論じている。<sup>31</sup> 続いて、この禁止は、すべての宗教の外的な表明に対して適用され、かつすべての人びとに同じように貫徹されなければならないが、したがって、カトリックの修道女の修道服やユダヤ教のキッパの場合を問題にしないで、イスラーム教のスカーフの場合だけを問題にする場合には、平等違反の差別が問題となると説いている。<sup>32</sup>

そこで問題となるのは、バーデン・バーデンのリヒテンタールの公立学校において修道女が修道服で教鞭を取っていることがバーデン・ヴュルテンベルク州の行政実務で行われていることである。これは法の執行の欠缺・法規の執行の不全（Vollzugsdefizit）を表している。というのは、リヒテンタールでは、州の同意に基づいて、修道女が修道服で授業をしているが、他方ではスカーフの着用から生じる宗教的表明を拒否されているため、平等取扱命令と一致させることができないからである。修道女服も、イスラーム教のスカーフやユダヤ教のキッパと同様に、宗教的信条の表現であり、単なる職業服でもない、宗教的確信の表現と感じられる。スカーフの場合、宗教的意義にとどまらず、イスラーム原理主義の政治的シンボルとも理解されているが、このことは、改正学校法第38条第2項第1文が宗教的内容の表示も政治的表明も禁止していることから、修道服を特別扱いすることはできない、と論じている。<sup>33</sup>

バーデン・ヴュルテンベルク州の反論については、学校法第38条第2項第3文<sup>34</sup>の留保によっても正当化できない。この規定は、キリスト教の信仰表明の特権化への権限を含んでいない。このことは法律制定に際しての委員会での公聴会でリヒテンタールの公立基礎学校での修道女による修道服を着用しての授業について論じられた。この議論の中で、州政府が、キリスト教及びユダヤ教の信仰表明の特権化への授権を作り出そうとしたことは明白である。しかしながら、この学校法の条文は州の立法者の意図にしたがって解釈されてはならず、宗派の厳格な平等取扱の意味において、この規定の憲法適合的な解釈が必要である。基本法第3条第1項により命じられた学校法第38条第2項第3文の憲法適合的な解釈の場合、特定の地域における宗教的に動機づけられた衣服の特定の形式に対する例外が出てくるといわれるが、これについては連邦行政裁判所の判決があり、その規定に用いられた「キリスト教的」の概念は、連邦憲法裁判所の判決の意味で解釈されるべきであり、憲法適合的解釈の場合に、キリスト教の信仰信条の特権化を含まない。<sup>35</sup>

以上のことから、州は学校法第38条第2項第1文において規定された禁止をすべての宗派に対して平等に達成するように義務付けられているのであるから、イスラームのスカーフを着用する原告に対してだけの措置は、違法な不平等取扱を意味する。そのため上記の職務命令は取り消される。<sup>36</sup>

以上が、第二の論点に係わる判決の理由である。

## II. 修道女の修道服の問題

このシュトゥットガルト行政裁判所判決で取り上げられたリヒテンタールのカトリック修道女教師の問題について、その歴史的経過を考察して、イスラームのスカーフとは比較できないとする、バーデン・ヴュルテンベルク州上級行政裁判所の裁判官、ヨハン・バーダー教授の論文「スカーフと修道女服の平

等取扱?」<sup>37</sup>を検討することにしよう。

リヒテンタールの実務に関してこれを援用して平等違反を理由付けることはできないと主張する。「州〔国家〕は、スカーフを着用する女性教師に対して措置をとったが、しかしリヒテンタール（バーデン・バーデン）の基礎学校においてそこで働く修道女が授業中に修道服を着用していたことを受け入れた。原告はこのような不平等取扱を、彼女が着用したスカーフに関して厳格な平等取扱を求める請求権を有しているという理由でも、持ち出すことができる。判決は、最終的には賛成できるが、理由付けについては賛成できない。行政裁判所の見解に反して、原告は、成功裏に、リヒテンタールにおける基礎学校の実務を援用できない。」<sup>38</sup>

そのために、他の公立学校とは比べることのできない特別の状況を、学校の歴史が示している。すなわち、「リヒテンタールの基礎学校は、約 200 年前から存続している。シトー会修道女は、その修道院がバーデン辺境伯 (badische Markgrafen) の墓地であったという理由で、19 世紀初めの世俗化を逃れた。修道院の存続は、もっとも、修道女が大公 (Großherzog) の統治プログラムを支持し、学校を開校しなければならなかったという条件に結び付いていた。この学校は、1815 年 2 月 9 日に修道院学校として開校され、1877 年に公立の女子義務教育学校〔国民学校〕に、1980 年に男女共学の基礎学校に変えられた。1948 年 2 月 9 日のバーデン州文化・教育省とリヒテンタール大修道院との契約第 1 条によれば、女子義務教育学校〔国民学校〕はシトー修道女大修道院の部屋に入れられた。契約のその他の規定は、必要な教会の教員の任命と身分を決めている。1977 年 12 月のバーデン・ヴュルテンベルク州とリヒテンタール大修道院との間の補足された契約によって、とりわけ、カールスルーエの上級教育庁は大修道院と協議の上、修道会の教員が教育課程どおりの授業に十分でない限りで、世俗の教師も任命することができることと決められた。女性学校長の地位の提案権を大修道院が持っている。バーデン・バーデン市がリヒテンタールの公立の基礎学校の学校担当機関である。2005 年にそこでは 11 クラス (1 学年から 4 学年) に約 260 人の生徒が 15 人の女性教員と男性教員によって授業を受けている。これには、バーデン・ヴュルテンベルク州の公務員関係にある 3 人の修道女も数えられた。」<sup>39</sup>

教会の教師の特別取扱の正当化に関して、バーデン・ヴュルテンベルク州は、「体系的にキリスト教の信仰のメンバーをイスラーム教徒の教員よりもよく取り扱っているのではなくて、ただ単に歴史的に成長してきた特別の状況を考慮しているにすぎない」のであり、「このような特別の形態は、それに加えて長年有効であることが実証されたし、当該生徒たちや親に広範な賛成を見いだしたし、見いだしている。」<sup>40</sup>

リヒテンタールの修道女の場合、「州と締結された契約に基づいて、この修道女の配置はただリヒテンタールの基礎学校においてだけ、大修道院が 1948 年 2 月 9 日の契約の第 2 条、第 3 条の意味における正規の教員を提供するか、あるいはこの契約の第 4 条に従って臨時の教師を採用するか、あるいは学校長の地位の補充の提案をするかどうかを考慮される。したがって、この教会の教師の適性は、一般的ではなくて、ただ具体的に——リヒテンタールの基礎学校に関して——だけ判断されうる。」<sup>41</sup>

「リヒテンタールの教会の女性教師の修道服は、しかし、その適性を他の理由からも疑問視できない。というのは、リヒテンタールでの授業はその他の基礎学校における学校の日常生活と比較できないからである。リヒテンタールの基礎学校は、キリスト教の精神における学校である。毎日の授業日の始めと終わりの共通の祈りが、授業の日常生活に対する枠を前もって定めている。このことは、修道女の修道服が決して決定的に重要ではないということを示す。というのは、宗教的シンボルまたは宗教により動機付けられた衣服の抽象的又は具体的な危険性に関して、人は立派な根拠をもって論争できるが、しかし公立の義務教育学校をキリスト教の信仰に基づいて方向付けること (Ausrichtung) についてはできないし、とくに宗教の授業以外にキリスト教の定例の学校祈祷についてはできないからである。

この学校祈祷は、疑う余地なく——たとえ一般的に節度をもっているままでいるとしても——宗教的な告白の行為、つまりキリスト教信仰からの神への依頼である。連邦憲法裁判所の判例によれば、そのような学校祈祷も、生徒と教師の参加が完全な自由意思の支配下にあるならば、そして参加したくない人はすべて参加を無理のない仕方で行うことができるならば、認めることができる。そのような回避は、リヒテンタールでは認めうるほど望ましくないし、可能でもない。したがって、このことを望まないならば、だれも子どもをこの学校に行かせることを強制されえないことは明らかである。むしろその人に無理のない回避可能性が開かれなければならないだろう。このような事情は、すべての参加者に、とくに学校監督官庁にも当然に非常によく知られているために、願望に係わるこのような親が他の学校への指定を疑いもなく正当だと認めるであろう。ただし、このようなケースは知られていない。反対に、そこに生活する親の、子どもをまさにこの学校に就学させ、授業を受けさせるという強い欲求があるように思われる。当該の親たちが、しかしすでに、リヒテンタールの基礎学校のキリスト教の信仰にかなった方向付けを不快に思うならば、学校の平和が授業中の修道服の着用によって抽象的又は具体的に危険にさらされ、それどころか損なわれうるだろうという想定は根拠はない。リヒテンタールの基礎学校における状況を不快に思いたいであろう人は、学校の全体構想を疑問視しなければならないのであって、修道服をではない。<sup>42</sup>

「リヒテンタールにおける特別の状況が単に長年事実上存続しているだけでなく、1948年2月9日及び1977年12月の締結された契約によっても法的にも保障されているという事情」<sup>43</sup>も考慮されなければならない。

「大修道院とバーデン・ヴュルテンベルク州との間のこのような契約上の拘束が存続している限りで、リヒテンタールの教会の教師は、修道服で授業をする権利がある。原告は比較可能な請求権を有しないため、その限りでも不平等に取り扱われえない。」<sup>44</sup> この大修道院とバーデン・ヴュルテンベルク州の契約によれば、「大修道院は教会の教師を用意することを義務づけられているだけでなく、その権利も」あり、「この教師が授業中修道服を着用することが許されており、このことをするであろうことは、契約締結の際とそれに続く時期にも疑う余地がなかった。」リヒテンタールの教会の教師は「修道服で授業をする権利」を有している。「原告は比較可能な請求権を有しないため、その限りでも不平等に取り扱われえない。」<sup>45</sup> さらに、この契約の解約に関連しては、その可能性を規定しているが、そのことからバーデン・ヴュルテンベルク州が改正学校法第38条の発効後に客観的・法的に契約の解除を強いられているということは明らかではない。原告が州による契約の解除を求める主観的請求権を有しているということも明らかではない。契約の解除は、「最初は、教員のすべてが大修道院によって用意されていたが、1977年以来世俗の教員による補完の可能性」があり、「教会の教師の数は、その後、ますます減少し」、「2003年10月9日の週刊紙、ツァイト紙が全教師陣のうち5名の修道女について報じているが、2005年には今ではもう15名の教師陣のうち3名の修道女にすぎなかった」という現状から、「大修道院の使命の遂行の可能性が明白に弱まっているという理由からも、適切でない。」<sup>46</sup> そのことから、「州が、いかなる苦情の原因とならなかったし、なっていない長年の風習を終わらせ、突然に解約通告によって終結しないならば、法律上の誤りはない。」<sup>47</sup>

修道女服の平等取扱に関して、バーダー教授は、「判決がまったく正当にキリスト教信仰の教師を何らかの方法で優遇することは州の当然の権利ではないということを強調していることを心に留めておかなければならない」し、「このことは、バーデン・ヴュルテンベルク州学校法第38条第2項第3文によっても、そこで引き合いに出されたバーデン・ヴュルテンベルク州憲法の諸規定によっても正当化されない」と論じている。「反対に、キリスト教の信仰表明ないしキリスト教によって動機付けられた衣服または象徴もバーデン・ヴュルテンベルク州学校法第38条第2項第1文の服務規程に従わせることや学

校領域におけるこれ見よがしの宗教実践をその限りでも妨げることの十分な根拠がある。』<sup>48</sup> したがって、「キリスト教のシンボル又は衣服の特権化は、世界観的・宗教的な中立性または学校平和がこれらによって、バーデン・ヴュルテンベルク州学校法第 38 条第 2 項第 1 文の意味におけるその他の表明と同じように危険にさらされうるという理由で、適切でないだろう。『通常の場合』キリスト教徒は、日常生活においても職業上の環境においても、信仰を衣服、髪型や髭のスタイルによって、シンボルによってまたはその他の方法でこれ見よがしに表明しない。学校における教師によるキリスト教の象徴性のそれにもかかわらず行われるこれ見よがしの表現は、したがって、特別の仕方ではこれ見よがしの——それゆえ許されない——信仰の表明の証明になるだろう。次に、この関連において、しかしまた、国家による教育委託と学校の中立性には強化されて、そのメンバーが明らかに社会的な中道やその価値観から遠ざかった、原理主義的・キリスト教のグループによって危険が迫っていることも考慮されなければならない。ここには、例えば、ただ『ユニヴェルゼレス・レーベン (universelles Leben)』や『ツヴェルフ・シュテム (Zwölf Stämme)』をめぐる論争及び原理主義的・プロテスタントのグループだけが思い起こされた。キリスト教のシンボルや衣服のこれ見よがしの使用は、そこからそれ自体『適切』でなく、問題がないのではなくて、無条件にバーデン・ヴュルテンベルク州学校法第 38 条第 2 項第 1 文の規定で判断しなければならない。』<sup>49</sup>

そしてバーダー教授は、結論として以下のように論じている。「原告の状況およびリヒテンタールの教会の教師の状況は、確かに、行政裁判所が考えたような意味において比較できないが、それにもかかわらずこの先生方は本質的なものを共通もっている。彼女たちは、——学校領域におけるその時々宗教上の表明とは無関係に——長年の間異議なしに義務を果たしてきた。リヒテンタールの修道女または原告に対する何らかの措置にとって納得のゆく理由がない。したがって、彼女たちは将来も仕事を侵害なしに継続することができることになる。将来、予想に反して、——リヒテンタールであれ、原告の場合であれ——親が宗教的な衣服に不快の気持ちをもつという理由で、具体的紛争という事態になる場合には、そのような紛争は、個別的・具体的にそれぞれの学校において解決されなければならないだろう。』<sup>50</sup>

以上のように、教師と生徒及びその親との間の紛争が生じなければ、教師の宗教の自由とともに生徒の消極的宗教の自由及びその親の教育権も保障されることになろう。スカーフ禁止法に関していえば、すべての宗教上の表明が禁止されるか、あるいはそれが許されるかのいずれかの道が選ばれることになるだろう。

### Ⅲ. スカーフへの賛成・反対

イスラームのスカーフ禁止に対して、賛否の対立がある。その意見をまとめてみよう。ここでは、バーデン・ヴュルテンベルク州のドイツ教育・科学組合連合会の提示した賛否論<sup>51</sup>とドイツ異文化協議会の賛否論<sup>52</sup>を見ることにしよう。

前者は、「女性教師のスカーフはただ一枚の布か?」という標題で始まる。そして女性政策分野の役員会の立場として、「女性教師のスカーフ着用についての見解は、社会全体と同じようにまさにバラバラである。ライナー・ダーレム会長はスカーフ禁止についての発言で宗教上の寛容という立場を主張し、したがってスカーフを着用した女性教師の採用に賛成である。教育・科学組合に組織されている多くの女性教師は、しかしながら、この立場に賛成ではない。それゆえに、女性政策分野の役員会は、『女性教師のスカーフ』の件において教育・科学組合の内部で異なる立場があることを明確にするために、賛否として相互に二つの立場を対比する」ことにした。

スカーフに賛成の立場としては、以下の論点が述べられる。すなわち、

- 「基本法は信仰の自由を保障している。だれもその性別、信仰、政治的確信又は出自を理由に不利に扱われてはならない。
- ・スカーフは宗教上のシンボルであり、スカーフを着用する女性のアイデンティティの表現である。
  - ・スカーフを禁止する場合に、他の宗教上のシンボル（十字架）も学校から追放されなければならない。
  - ・スカーフの着用は、異文化の過度の影響に対する抵抗行為である。
  - ・女性教師がスカーフを着用する場合、彼女は自分の外見を自ら決定しており（少なくとも成人の大学教育を受けた女性の場合にはそのことを出発点としている）、禁止によって彼女の自己決定権は侵害されるだろう。
  - ・禁止は、原理主義を強化する。
  - ・スカーフを着用して授業をすることを禁ずることによって、女性は宗教上の信念のために処罰される。
  - ・職業の禁止によって宗教上の信念に反対が表明される。
  - ・どうしてスカーフは統合を妨げるのか。統合はやはり文化的相違を識別できなくすることを意味するのか。
  - ・統合の議論は、ただ禁止の議論としてだけ行われてはならない。そしてなぜ女性が特に『順応』しなければならないのか。
  - ・開放的な態度と民主主義的な考え方を持つスカーフを着用している女性教師は偏見を取り除き、統合を促進する。寛容は具体的なテーマになる。
  - ・われわれの国における学校はどれくらい相違に耐えられるのか。」

スカーフに反対の立場としては、以下の論点が挙げられる。すなわち、

- 「スカーフは、ただスカーフを着用する人の個性の表現である『小さな布切れ』だけではない。
- ・男性・女性教師は、授業中は世界観的中立性を義務づけられている（州公務員法第6条、第70条第2項）。
  - ・スカーフを拒否するイスラーム教徒の少女と女性は、スカーフを着用する女性教師によって教化される。
  - ・スカーフは、政治と宗教を分離しないで考えると主張している原理主義的なイスラームの立場の政治的シンボルである。スカーフを着用することを女性の『自由な決定』ということは、このような背景が何であるかを問わなければならない。
  - ・スカーフは、イスラーム教によれば、『尊敬すべき』女性を『そうでない』女性を分ける（コーラン33章55節）。そのことによって、女性は二つの等級に分裂させられる。
  - ・スカーフを着用しない女性に対するイスラーム教徒の男性と女性の態度は、このような考え方によって影響を及ぼされている。
  - ・スカーフは、ドイツ社会への統合を阻止している。
  - ・スカーフの着用は、例えば現在パレスチナにおけるように、イスラームの国家と価値に対する抵抗のシンボルであり得る。それは、イスラーム教の特殊な（古典的な）解釈方法における女性の二流の地位のシンボルでもあり得る。
  - ・このような意義の何が女性教師による『スカーフ』によって伝えられるのかは、立証できないのだから、国家の中立性義務が授業におけるスカーフを着用する女性教師の禁止を要求する。
  - ・ただ少女だけが意思に反してスカーフの着用を強制されるならば、この強制は学校におけるスカーフを着用している女性教師によって強化されてはならない。」

以上が、賛否の論点である。それに続けて、当時のバーデン・ヴュルテンベルク州の学校法の改正に向けて、第38条第2項、第3項に論及して、「改正法のこれらの章句は、九分九厘は連邦憲法裁判所への新たな訴えになる。教会と国家の明確な分離が、われわれの見解によれば、矛盾のない道である。」と締めくくっている。

次に、ドイツ異文化協議会が提言する賛否の論拠をみることにしよう。女性教師がスカーフを着用することについて賛成の論拠は以下の通りである。

- 「・国家の中立性義務からはただすべての宗教が平等に扱われなければならないということが推論される。そのことから女性教師と男性教師が学校で宗教への目に見える信仰告白をやめなければならないということは推論されない。
- ・スカーフの多義性はその命題内容についての一般的な命題を許さない。その他の事情が加わることなしに、その着用者に、彼女がドイツ連邦共和国の基本法秩序に反対しているとありもしないことをいうことはできない。
- ・責任感のあるスカーフ着用の女性教師は、とくに学校において多数のイスラーム教徒の男子生徒・女子生徒に調整的かつ統合的に影響を与えることができる。イスラーム教徒の女子生徒は、教育の提供を効果的に使うことを可能にし、個人的に多数社会において前進することを可能にすることを示す女性教師という模範を必要とする。
- ・さまざまな宗教的信仰のある社会においては、学校の中でも外国の信仰の表明、礼拝行為及び宗教的シンボルを免れているという権利は存しない。女性教師に対するスカーフ禁止は、女子生徒及び男子生徒の消極的宗教の自由を許されない仕方イスラーム教徒の女性教師の積極的宗教の自由の上位におくだろう。
- ・学校におけるスカーフ禁止は、平等取扱原則によれば、他の宗教的シンボル（十字架、キッパ、修道服など）の禁止も要求する。
- ・ただイスラーム教徒の女性教師のスカーフだけの禁止は、基本法の差別禁止と一致できない。他の宗教的服装も政治的に手段として利用されうる。
- ・女性教師のスカーフの禁止は、統合を害している。それはあらゆる否定的な結果によって、多数派社会から遮断される同様の構造の中へ少数派のイスラーム教徒が退去することを促進する。」

女性教師がスカーフを着用することについての反対の論拠は以下の通りである。すなわち、

- 「・憲法の中庸命令（Mäßigungsgebot）と国家の中立性義務は、学校における女性教師と男性教師による宗教的信仰告白の表明を許さない。
- ・イスラーム教のスカーフは、イスラーム教の原理主義的な解釈のシンボルであり、とりわけ男性と女性の対等な扱いに反対しており、基本法と一致しえない。
- ・スカーフを着用する女性教師は、若いイスラーム教徒の女子生徒に、家族の意思に反してスカーフを着用したくないと決断することを難しくするか、または不可能にする。
- ・スカーフを着用する女性教師の積極的宗教の自由は、イスラーム教徒ではない女子生徒及び男子生徒の消極的宗教の自由によるその限界を見出す。彼らは共にしていない信仰の礼拝行為に身をさらしてはならないことを要求する権利を有している。
- ・女性教師のスカーフだけの禁止は、キリスト教・ヨーロッパ的に特徴付けられた社会において許される、少なくとも州憲法が教育委任をこうした基礎においている限りで。
- ・イスラーム教徒の女性教師に対するスカーフの禁止は、イスラーム教のスカーフが、十字架やキッパと違い、憲法敵対的な政治的シンボル内容を有しているという理由で、基本法の差別禁止違反ではない。

・イスラーム教徒は非イスラーム教の多数派社会で生活しており、支配的な『中心文化 (Leitkultur)』に順応しなければならない。この文化は女性教師の頭上のスカーフに余地を残さない。」

さらに、ドイツ異文化協議会は、さまざまな立場が内部にあり、スカーフ紛争問題で考慮すべき主張として、以下の9点を述べている。<sup>59</sup> すなわち、

「1. 多数派住民には、尊敬と変化の準備が要求され、それゆえにイスラーム教の影響を受けた人間との平和で健全な共同生活が強固にされうる。

そのためには同等の権利をもって討議して決める過程が生み出されなければならない。同時に闘争的な、憲法秩序に向けられた潮流に断固としてかつ勇敢に反対しなければならない。

2. 女性イスラーム教徒とその組織によって、ドイツ連邦共和国の自由主義的・民主主義的基本秩序は無条件で肯定されなければならない。

これは特に男性と女性の同権及び女性と少女の自己決定権にあてはまる。このような前提条件のもとで、彼女たちはその宗教上の価値や文化的伝統を多数派社会に持ち込むことができるし、持ち込むべきである。

3. 討議して決める過程は同権かつ信頼できる対話の相手が必要である。

必要な社会的討議過程にとって相応しい利用手段が構築されなければならない。このことに関して、ドイツにおける女性イスラーム教徒の組織形態の民主主義的で透明な更なる発展も必要である。

4. 起こりうる紛争は既に未然に避けなければならない。

すべての雇用主、公的な雇用主も、従業員の雇用又は引き受けの前に男女の志願者に対して、どのような大綱的条件の下で労働することになっているかを明確にすることができる。それには、場合によっては、中立義務への明確な指示も含まれる。

5. 憲法忠誠の担保は、イスラーム教徒の女性教師の場合にも、ただ個々のケースにおいてのみ及び連邦公務員法及び州公務員法が従う基本法第33条の準則に従って判断されうる。

その場合に、スカーフの着用は、イスラーム教徒の女性教師が「イスラーム主義的」又は「原理主義的」な思想を代表し、女子生徒や男子生徒にこの意味において許されていない影響を及ぼすかどうかをたゞいかなる確かな逆推論だけでも許さない。我々の社会は、彼らが宗教的兆候のもとで、職業禁止の論議や手続の過ちを繰り返したいならば誤った行動をとることになるだろう。

6. ドイツ連邦共和国は、その憲法に従って、宗教的信仰告白がたとえば校門でなされなければならないような反教権主義的（政教分離）国家ではない。

このことは国家と宗教の関係及び諸宗教間の共存にとって価値のあることが実際に示された。基本法は、すべての宗教実践とすべての宗教を保護する。基本法は、もっぱらキリスト教の宗教及び西洋文化の狭い理解だけに基づいているのではない。

7. スカーフの禁止は、学校にだけ限定することができない。

スカーフをその従属的な政治的シンボル内容に基づいて学校において禁止したい人は、他の公法上の施設においてもそれを許容できない。禁止決定の中で、子ども監護施設並びに都市及び市町村の学校以外の青少年保護事業及び社会事業（ソーシャルケースワーク）の施設が包括されなければならない。可能な帰結はイスラーム教徒の子ども達と青少年の国家的監護施設からの撤退であろう。それは統合にとって有害であろう。

8. ただスカーフだけの禁止は、宗教団体の制度的差別を意味する。

禁止は、多くの女性イスラーム教徒の統合意思に致命的な影響を及ぼすだろう。彼女たちは当然に誤解され、排除されたと感じざるをえないだろう。ただ民主的国家によるすべての宗教の同権の保障だけが、異なる宗教の人間を多数派社会に統合することに成功するという結果になりうる。

何世紀も国家と国教会に抗して勝ち取った宗教の自由は、イスラーム教の特性を持つ住民グループの統合に際しても認められなければならない。

9. スカーフ禁止は、スカーフをめぐる争いにおいてなんの解決ももたらさない。

イギリスやオーストリアのようなヨーロッパの近隣諸国への一瞥は、そこでは数年前から、それが取り立てていほどの問題になることもなく、スカーフを着用する女性教師が授業をしていることを示している。同時にフランスやトルコにおけるようなスカーフ禁止は終わりのない争いになる。これをドイツに免れさせるべきだし、そうできる。」

#### IV. おわりに

本稿で取り上げたシュトゥットガルト行政裁判所の判決についての論評<sup>54</sup>に対する2つの反論<sup>55</sup>をみることにしよう。それらは、「終わりなきストーリー（ネヴァー・エンディング・ストーリー）」としてのスカーフ禁止と題されている。

ミヒャエラ・ヴィッティンガーは、2006年7月7日のシュトゥットガルト行政裁判所判決が「90年代の終わり以来既に政治的かつ法的に行われているスカーフをめぐる議論を新たに引き起こした」とみる。基本的にその判決を支持する立場を表明している。すなわち、裁判所は、「1995年以来職務中にスカーフを着用しているシュトゥットガルトの基礎・基幹学校の女性教師は更にスカーフを着用して授業することが許される」と判決した。「確かに、裁判所はバーデン・ヴュルテンベルク州のスカーフ禁止（学校法第38条第2項第3文）の合法性に疑念を述べなかったが、異なる宗派の厳格な平等取扱いへの原告の請求権を侵害するとみた。というのは、バーデン・ヴュルテンベルク州の公立学校における修道服を着た修道女による授業が許されているからである。」

「判決は、したがって、連邦憲法裁判所によるルディン判決において出された要求に一致する。すなわち、教師に対する宗教的衣服の禁止は、さまざまな宗教団体のメンバーが平等に取り扱われる場合のみ、合憲的に根拠付けられ、適用され得る（NJW 2003, 3111[3116]）。それに対して、学校法第38条第2項第3文はキリスト教のシンボルの特権化を含まないとする連邦行政裁判所のさまざまな議論を呼んでいる判決（NJW 2004, 3581[3584]）は、当局に平等取扱い命令の裏をかいて効果を失わせることをさらに可能にした。したがって、重要なことはわれわれの憲法の基本原理の保障であり、シュトゥットガルト行政裁判所が正当にもその遵守の注意を促した。」

バーデン・ヴュルテンベルク州政府の代表者がこのことを、新聞報道によれば、『適切でない』とみているならば（FAZ v. 8. 7. 2006, S. 1）、このような基本原理の意義が見誤られている。この平等取扱い命令を真剣に考えるならば、スカーフ論争の解決のためのただ二つの可能性だけが残っている。すなわち、立法者は教師たちにすべての宗教上のシンボルを同等に認める（場合によっては、両親ないし生徒の利益になるように異議申立の処理の可能性をもって）か、あるいはそれらすべてを禁じるかである。行政によって個別事例に応じて許すことは、その場合その時々状況にとって現場でもっとも適切であるかもしれないが、それはルディン判決によって禁じられたままである。たとえこのことが、シュトゥットガルト行政裁判所が判決を下さなければならなかった具体的事例に直面して、遺憾に思われるとしても。というのは、30年以上前から高い割合の外国人のいる基礎・基幹学校に勤務している女性教師が、10年前から文句をつけられずにスカーフを着用して授業をし、まさにイスラーム教徒の女子生徒たちにとっての信頼できる人物であるが、場合によっては他の人びとよりも多く統合の仕事をしていないかどうかはどうしても問われうる。

シュトゥットガルト行政裁判所判決は、爆発物をはらんでいる。それは修道服とスカーフを同一視し

た。法律によるスカーフ禁止が、公立学校における修道服を同時に認める場合に、長くは続かないということが明らかにされた。同時に判決は、スカーフの着用を要求する原理主義者の意見に活力を与えた。どのように具体的な法律上の争いが続くのかは、まだ待ってみなければ分からない。州政府は、控訴の許可の申請によって法律上の争いをさらに継続するつもりである。最後に多くのことがバーデン・ヴェルテンベルク州にとって危険にさらされている。スカーフ禁止の先駆者としていくつかの連邦州における類似の規定にとっての手本であったし、同一の禁止を最近州の幼稚園法においても創設した（それについては、Wittinger, BWVBI 2006, 169）。

興味深いことは、ドイツ修道院長会議議長が判決を歓迎したことである。すなわち、ひとは『当該女性教師が引き続きスカーフを着用して授業することが許されることを喜んでいる』（FAZ v. 8.7.2006, S. 2）。修道女にとって特に自分の立場を強化することが重要であるとしても、おそらく彼女たちは政治や大部分の住民よりも既に進んでいる。パンドラの箱はいずれにせよ再び開けられた。政治が、そして——訴訟の継続を勝ち取る場合には裁判も——再びこの終わることのない議論において出番である。』<sup>6</sup>

この論評に対して、賛成できないという反論が出されている。「シュトゥットガルト行政裁判所とヴィッティンガー博士に私は賛成できない」とするニュルンベルクの弁護士のライナー・テーゼンによるものである。「われわれ法律家は、包摂（Subsumtion）の前に正確な事実関係を調査するよう義務づけられている。そのことを行政裁判所とヴィッティンガー博士も正しくしなかった。判決にとって重要なことは、（イスラームの）スカーフもカトリックの修道女の修道服も宗教的シンボルとして把握されなければならないかどうかである。上記のスカーフにとって、そのことが明白であるように思われる。少なくとも、実在するイスラーム教は、性的に成熟した女性イスラーム教徒に、男性の好色な視線に身をさらさないために、このようにまたはより広範囲に覆い隠すことを命じている。私は、事実そのことはコーランから明らかにならないという論拠にはのらない。現実はともかくそうなのである。」

「それに対して、カトリックの修道女の修道服は、実際に上述の意味での宗教的シンボルではない。というのは、カトリック教会はその信者に対するいかなる服装規定もまったくないからである。カトリック教会は、ただ——典礼上の祭服の他に——聖職者の司祭服（Amtstrachten）だけがあり、そしてたいの修道会にとっては、強制的でなく機会あるごとに頻繁に着用するまさに修道服だけである。したがって、修道服の場合に問題であるのは、宗教的シンボルではなくて、ただ特定の組織の構成員であることを証明する服装だけである。他の職業又は組織に典型的な服装への近さは明らかである。その場合に見誤られてはならないのは、修道会が宗教的団体であるということである。しかしながら、修道服はまず第一に組織の構成員であることの標識・シンボルであり、修道女が修道会に所属していることがカトリック教会における構成員資格を前提にしているのであるから、ただ間接的に修道服を着用している女性の宗教を示唆するだけである。しかし、修道服は、まさに、明らかに広く行き渡った見解によれば『イスラームのスカーフ』（そしてその強化であるチャドルやブルカ）の場合にそうであるように、それを着用する女性が神の命令に従っているという意味における宗教的シンボルではない。」

「基本法第3条は、まさに等しいものを等しく、等しくないものを等しくなく取り扱うことを要求している。イスラームのスカーフと修道女服は等しいものではない。したがって、法的な観点においては、等しくなく扱われなければならない。そのことは別にして、ヴィッティンガー博士によって伝えられたドイツ修道院長会議議長の見解は如才のない解決と評価されなければならない。ちなみにそれは、カトリックの修道女がまさに神の命令に従ってつねにその服装を着用しなければならないのではなくて、たとえば紛争を避けるためにそのことを断念する自由を絶対に有しているということを証明している。」

次に、「シュトゥットガルト行政裁判所判決は、修道服とスカーフを同一視し、それゆえに法律によるスカーフ禁止は公立学校における修道服を同時に認めている場合には長続きすることはありえないと

いうことを明らかにする<sup>1)</sup> というヴィッティンガーの見解に反対するゲルリンゲンの弁護士、ペトラ・ヘス＝レーフの見解をみることにしよう。「裁判所の判決が長続きするかどうかは別にして、絶え間なく続く『スカーフ論争』において、そして本来の論説を越えて、どのような欠陥のある区別によって修道服とスカーフを同視し、そのことから例えばカトリックの修道女またはプロテスタントの女性牧師に宗教の授業を教えさせる公立の学校がスカーフを着用する女性教師も働かなければならないであろうという結論が引き出されるのかが私を驚かせる。このことは論説の著者の見解でもあるように思われる。」

「その場合、私の見解によれば、違いは明らかである。確かに、成人年齢で宗教上又は他の理由から意識的にスカーフを着用することを決める女性はいらるだろう。しかし、私の知識によれば、宗教学の観点において、スカーフの着用が女性にとっての宗教上の必然性であるべきであるということは証明されていない。それとは逆に、社会的現実によって次のことが証明される。すなわち、女性が、宗教的に動機付けられていると申し立てる特定の服装規定に従う場合にだけ、公的生活への接近を認められる社会（そしてドイツ社会においてはいわゆる並行社会・パラレル社会も）が存在する。この関連において、スカーフの着用は、その場合しかし厳密に言えば、宗教的シンボルではなくて、その場合しばしばすべての選択の自由がない、特に未成年者も呈示しなければならない『社会的入場券（soziale Eintrittskarte）』である。そのような社会的入場券を呈示することができないか、あるいは呈示したくない人は、この関連で、そのような社会から追放されるか、あるいは一部は最悪の帰結で他と異なる行動に対して制裁を加えられるというリスクを引き受ける。そのような制裁についてわれわれは——しばしば名誉殺人（Ehrenmord）という見出し語の下で——メディアから聞き知っている。」

「それとは逆に、修道服は社会的入場券ではなくて、くだけていえば、社会的『出口券（Auslasskarte）』である。ドイツにおいてはおそらく参加する者の成年を前提とする修道会への入会によって、将来の構成員が市民的ないし世俗的な人生の道をそれ以上歩みたくないということを明らかにする。このような意識的に距離を置くことは、周囲の人びとに外面的にも修道服の着用によって表明されるし、その限りで宗教的性格を獲得する。この関連でみると、修道会の担い手が公立の学校で、どの子ども両親の意思に反して参加してはならない宗教授業をする場合には、いかなる評価の矛盾もない。平等取扱いは、この関連でいうまでもなく、公立の学校には、例えばイスラーム教徒の女性教師と男性教師がイスラーム教の基礎を教え、その際意識的に宗教的シンボルも使用するという授業の提供もある。」

「私は個人的に、それに反して、私の娘がスカーフを着用している女性教師によって数学やドイツ語を教えられることを、私の娘のこの女性教師が自由主義的・西洋的な社会において幸運にも受け継がれてきた、21世紀にドイツに暮らす少女は社会生活に参加することが許されるためにスカーフを必要とするという、考えを伝えることができるのだから、拒否するだろう。」

以上が、ネヴァー・エンディング・ストーリーとしてのスカーフ禁止について論じられたものである。これらの批判は、スカーフと修道服は異なるという観点からの判決に対する批判である。近い将来下されるであろうバーデン・ヴュルテンベルク州上級行政裁判所の判決については、次の機会に検討することにする。この事件も恐らく連邦憲法裁判所まで争われることになるかもしれない。

## 注

- 1 内藤正典『ヨーロッパとイスラーム——共生は可能か——』岩波書店、2004年、80頁以下。
- 2 Urteil des Verwaltungsgerichts Stuttgart vom 07.07.2006. Pressemitteilung vom 07.07.2006 Kopftuchstreit. (<http://www.justiz-bw-de/serviet/PB/menu/1200794/index.html>.) Az.: 18K 3562/05.
- 3 拙稿「ドイツにおけるイスラームのスカーフ禁止」『佐藤幸治先生古稀記念論文集』（成文堂・近刊）所収。
- 4 [http://baer.rewi.hu-berlin.de/w/files/lsb\\_wissen/kopftuch\\_vg\\_stuttgart.pdf](http://baer.rewi.hu-berlin.de/w/files/lsb_wissen/kopftuch_vg_stuttgart.pdf) ここに判決文が掲載されている。

- 5 Verwaltungsgesicht Stuttgart, Pressemitteilung vom 07.07.2006, Kopftuchstreit.
- 6 Dietmar Hipp, Nonnen retten den Islam, in: Spiegel Online - 08. Juli 2006.  
URL: <http://www.spiegel.de/schulspiegel/0,1518,425678,00.html>
- 7 Heidemarie A. Hechtel, Kein Pardon für Kopftuch im Unterricht, in: Stuttgarter Zeitung vom 04.07.2000. 父母代表のハネローレ・ヒンペル (Hannelore Himpel) さんの意見。
- 8 シュトゥットガルト行政裁判所判決 (18 K 3562/05) の事実 S.2。ノルトライン・ヴェストファーレン州の2007年の判決が示しているように、庇なし帽子・ベレー帽もグレイス・ケリー風スカーフも、スカーフ禁止法により禁じられているものとみなされているので、「イスラームのスカーフ」と判断されるであろう。
- 9 Wulf Reimer, Kopftuch, Fall zwei, Stuttgart: Gefährlicher Stoff, in: SZ vom 30. März 2000. 「フェレシュタ・ルディンは、アフガニスタン出身の若い女性教育者であるが、ノルトヴェルテンベルクの基礎・基幹学校での第一次国家試験後の実務研修を好成績で終了したが、引き続いてスカーフの理由だけで拒否された。この前の週にシュトゥットガルト行政裁判所は、州の論証に従い、フェレシュタ・ルディンの訴えを却下した。しかしながら、かつてのアフガニスタンのドイツ大使の娘であるルディンと彼女の弁護士は、大臣[アネッテ・シャヴァン文化相]と行政を明らかに困惑させた。すなわち、彼らは行政裁判所の判事に、バーデン・ヴェルテンベルク州には邪魔されずに学校監督によってスカーフをかぶったままであることが許されている同僚がいることを示したのである。氏名、場所及び学校は確かに漏らされなかったが、一度手掛かりを偶然に発見され、第二のスカーフ着用者の位置を突き止め、同定するまでにわずか数時間かかったにすぎない。ノイ・シュロスにある文化省から直線距離で2,3キロ離れている、シュトゥットガルト市パート・カンシュタットにあるシラー学校のドーリス・グラバーである。」
- 10 Kopftuchverbot für Lehrerinnen an staatlichen Schulen, in: NVwZ 2006, Heft 12, S. 1444.
- 11 Ulrike Raffel, Kopftuchstreit. Der Fall Fereshta Ludin. Chronik eines langen Streits. in:<http://www.swr.de/islam/konflikte/-/id=1550002/nid=1550002/did=1552562/mpdid=1552636/1ofc2ad/index.html> 「2004年1月13日に内閣は変更せずに法律案を決定した。2004年2月4日シュトゥットガルトにある州議会は、法律の第一読会で審議した。キリスト教民主同盟 CDU, 自由民主党 FDP と野党のドイツ社会民主党 SPD は草案を支持した。緑の党 Grünen は、学校にすべての個別事例において禁止について決定する権限を与えるつもりである。2004年3月12日に州議会の学校委員会において、州政府の草案を若干の法律専門家が批判した。修道女服やキリスト磔刑像のようなキリスト教のシンボルの着用が認められるのだから、草案は連邦憲法裁判所に耐えられないと若干の法律家は考えている。2004年3月25日州議会の常任委員会は、草案の中で、『キリスト教とヨーロッパの教育価値・文化価値の表明』を明らかに許容する一節を変更した。他の宗教のシンボルに対するそのような優遇は、憲法学者によって批判的に評価された。」
- 12 A.a.O.
- 13 学校法の改正によるスカーフ禁止について、法律を制定した州は、以下の8州である。1. バーデン・ヴェルテンベルク州 (2004年4月1日公立学校教師 / 2006年2月14日幼稚園教師)、2. ニーダーザクセン州 (2004年4月29日)、3. ザールラント州 (2004年6月23日)、4. ヘッセン州 (2004年10月18日)、5. バイエルン州 (2004年11月23日)、6. ベルリン州 (2005年1月27日)、7. プレーメン州 (2005年6月28日)、8. ノルトライン・ヴェストファーレン州 (2006年6月13日)。これについては拙稿「ドイツにおけるイスラームのスカーフ禁止」『佐藤幸治先生古稀記念論文集』(成文堂・近刊) 所収、参照。
- 14 Kopftuchverbot für Lehrerinnen an staatlichen Schulen, in: NVwZ 2006, Heft 12, S. 1444.及び判決 (Urteil des Verwaltungsgerichts Stuttgart vom 07.07.2006. Kopftuchstreit (<http://www.justiz-bw.de/serviet/PB/menu/1200794/index.html>.) Az.:18K 3562/05.) 2頁以下。どちらも2002年2月1日の異議申立裁決と2002年2月4日の異議申立裁決として1日と4日となっている。
- 15 A.a.O.
- 16 A.a.O.(Anm.2), S. 2.
- 17 出典：<http://rsw.beck.de/rsw/shop/default.asp?docid=215463> 「バーデン・ヴェルテンベルク州のイスラーム教徒の女性教師に対するスカーフ禁止をめぐる法律上の争いは、現在、マンハイム上級行政裁判所がシュトゥットガルト行政裁判所判決に対する控訴を認めた (Az.: 4 S 516/07) 2007年3月6日上級行政裁判所スポークスマンがこのことを伝

- えた。」<http://www.vghmannheim.de/servlet/PB/menu/1205757/index.html?ROOT=1153033> 「バーデン・ヴュルテンベルク州にとってスカーフ闘争は行政裁判所の判決によって終わっていない。確かに地方裁判所は控訴を認めなかったが、それに対して文化省は抗告を提出した。」(Ulrike Raffel, Kopftuchstreit: Der Fall Doris Graber. Konvertin darf mit Kopftuch lehren, in: SWR vom 16.10.2006)
- 18 Kirchhof tritt in die Fußstapfen des Bruders, in: Die Welt vom 5. Juli 2007. 連邦憲法裁判所の裁判官であった兄のパウル・キルヒホフ(1987年から1999年)と同じように、フェルディナンド・キルヒホフも連邦憲法裁判所の裁判官に選出された。フランクフルト・アルゲマイネ紙(25. Juli 2006)では、「憲法学者」としている。これは恐らくチュービンゲン大学での担当講座が公法学講座であること、スカーフ訴訟で州政府の代理人を務めたこと、バーデン・ヴュルテンベルク州憲法裁判所(Staatsgerichtshof)のメンバーであることなどによると思われる。なお、ドイツ連邦議会の2007年7月5日の報道によれば、連邦憲法裁判所の新裁判官に選ばれた記事で「公法学、とくに財政・税務法講座」としている。<http://www.faz.net/s/Rub61EAD5BEA1EE41CF8EC898B14B05D8D6/Doc-E227BF94B2E104EED8CA482F638F91EFA-ATpl-Ecommon-Scontent.html>
- 19 Heide Oestreich, Der Kopftuch-Streit. Das Abendland und ein Quadratmeter Islam, 2., aktualisierte und mit einem Nachtrag versehene Auflage, 2005, S. 199.
- 20 Peter Nowak, Koptuchverbot für Lehrerinnen betrifft auch Nonnen, in: Telepolis vom 11.10. 2004. 出典 [http://www.kverlagundmultimedia.de/Archivb/Chronologisch\\_2004/Kopftuchverbot\\_04/kopftuchverbot\\_04.html](http://www.kverlagundmultimedia.de/Archivb/Chronologisch_2004/Kopftuchverbot_04/kopftuchverbot_04.html)
- 21 A.a.O.
- 22 A.a.O.
- 23 13. Landtag von Baden-Württemberg, Ausschuss für Schule, Jugend und Sport (26. Sitzung), Ständiger Ausschuss (22. Sitzung), Freitag, 12. März 2004, 10:00 Uhr, Stuttgart, Haus des Landtags, Plenarsaal, Tagesordnung: Gemeinsame öffentliche Anhörung des Ausschusses für Schule, Jugend und Sport und des Ständigen Ausschusses zu den Gesetzentwürfen zur Änderung des Schulgesetzes, S. 83.
- 24 A.a.O., S. 81.
- 25 A.a.O., S. 84.
- 26 A.a.O., S. 84.この公聴会には、元連邦憲法裁判所裁判官のエルンスト＝ヴォルフガング・ベッケンフェルデ教授、元連邦憲法裁判所副長官エルンスト・ゴットフリート・マーレンホルツ教授、エアランゲン・ニュルンベルク大学法学部教授マティアス・イエシュテートの3名も鑑定人で出席し発言している。彼らは「州政府の法律案によれば学校における修道女服は許されない」という見解であった。Vgl. S. 120.ビルツェレ議員発言。ベッケンフェルデは、「修道服は職業服ではないとの見解で、すべての宗教団体の厳格な平等取扱を不可欠とみなしている。宗教を私事に追い払うことを伴う、世俗主義への道を平らにしないために、ベッケンフェルデはイスラーム教徒の女性教師のスカーフ着用を、彼女がいかなる教化もそれと結びつけないならば、可能と考えている。」(Urteil im Kopftuchstreit. Gleichbehandlung der Religionsgemeinschaften. FAZ.NET vom 25. Juli 2006) <http://www.faz.net/s/Rub61EAD5BEA1EE41CF8EC898B14B05D8D6/Doc-E227BF94B2E104EED8CA482F638F91EFA-ATpl-Ecommon-Scontent.html>
- 27 A.a.O. (Anm. 2 Urteil), S. 2.
- 28 A.a.O., S. 5f.
- 29 A.a.O., S. 6.
- 30 A.a.O., S. 10ff.
- 31 A.a.O., S. 10f. 「立法者は、学校法第38条第2項第1文〔第2条第1項に従った公立学校教師は、学校において、生徒や親に対する州の中立もしくは学校の政治的、宗教的もしくは世界観の平和を危険にさらすかあるいは乱すことに資する政治的、宗教的もしくは世界観的あるいはこれに類する外的表明を行ってはならない。〕……手塚、以下同様。〕において、抽象的危険を避けるために、学校教師(及び教師志願者)の宗教的信条告白の自由を侵害する職務上の義務を根拠づけた。ただ単に抽象的な危険を引き合いに出すために、さまざまな信仰傾向の厳格な平等取扱命令が、そのような職務上の義務を遂行することの理由付けにおいても、実務においても考慮されなければならない。このことは、ヨーロッパ人権保護条約第14条〔本条約に掲げる権利及び自由の享有は、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治上その他の意見、民族的又は社会的出身、民族的少数者への所属、財産、

門地又はその他の地位のようないかなる理由に基づく差別もなく、確保される。」差別禁止]及び基本法第3条第1項 [「すべての人は法律の前に平等である。」] 並びに第3項 [「何人も、その性別、血統、人種、言語、故郷および門地、信仰、宗教的ないし政治的見解を理由として、不利益を受け、または優遇されてはならない。」] から、体系的正義の基準及び宗教団体並びに宗派の厳格な平等取扱の命令という形において、明白になる。」

32 A.a.O., S. 11. 「これは、ここで作成された禁止が規範的にすべての信仰流派の外的表明に適用されるだけでなく、すべての人びとに対しても同じ仕方で貫徹されなければならないということを意味する。禁止がイスラーム教のスカーフの場合にだけ貫徹され、しかし修道女の修道服またはユダヤ教のキッパの場合にそのことを問題にしないならば、措置をスカーフ着用の女性に対してだけ違法にし、厳格な平等取扱への主観的権利においてこの女性を侵害する平等違反の差別が問題である。それに対して『不法における平等なし』の原則は異議を申し立てることができない。ここにおけるように、憲法違反の考慮に基づく意識的な不平等扱いが存在するならば、この一般的な法的命題は適用されない (vgl. BVerfG, Beschlüsse vom 09. 10. 2000 - BvR 1627/05 -, GRUR 2001, 266, 及び vom 17. 03. 1959 - 1BvR 53/56 -, BVerfGE 9, 213)。」

33 A.a.O., S. 11f. 「被告ラントの適用実務は、この基準で判断して法の執行の欠缺・法規の執行の不全 (Vollzugsdefizit) で苦しんでいる。というのは、リヒテンタールにおいて公立の基礎学校で被告ラントの明示的な同意によって修道女がその修道服で一般教育の科目を授業しており、他方で原告は抽象的危険の回避のために彼女のスカーフ着用から生じる宗教的表明を拒否されているということは、ヨーロッパ人権規約第14条及び基本法第3条第1項並びに第3項から生じる宗教団体及び宗派共同体の厳格な平等取扱の命令と一致させることができないからである。修道女の修道服は、イスラーム教のスカーフやユダヤ教のキッパと同様に、宗教的信条の表現である。それは、わずかでない数の観察者の重要な観点から見れば、地域的な特性の表現とみなされないし、これをたとえば被告の代理人が口頭審理において検討したように修道女の単なる職業服ともみなされない。修道女の修道服は、上述の意味における抽象的危険を引き起こすことができる。たとえば修道女が学校でイスラーム教の生徒達への高い関心によって授業をする場合、あるいは宗教から離れた世界観を持つ両親が彼らの見解に従って許されない教育観念への侵害に反対する場合に (vgl. そのような紛争状況について、1995年5月16日のBVerfG, “十字架” 決定-1 BvR 1087/91-, NJW 1995, 2477)。またその限りでラントの全ての学校が一瞥しなければならないし、個々の学校での特定の伝統に合わせられてはならない。スカーフを着用する女性は、結局、スカーフがその宗教的意義の他に部分的にイスラーム原理主義の政治的シンボルとも理解されるのに対して、修道女の修道服はおそらくただ宗教的確信の表現と感じられるが故に、修道女の修道服の着用者とは別に取り扱われてはならない。というのは、学校法第38条第2項第1文が同じように純然たる宗教的内容の表示も政治的表示も、それらが抽象的危険状況を根拠付けることができるならば、禁止しているからである。政治的解釈可能性が付け加わることは、従って、いまさら学校平穏を危険にさらすことの抽象的適性を理由付けなくて、かえって既に信仰確信そのものの表明を理由付ける。」

34 「キリスト教的及びヨーロッパ的な教育価値・文化価値もしくは伝統の提示は、BW州憲法第12条第1項、第15条第1項及び第16条第1項に合致し、第1文に従った行動命令に違反しない。」

35 A.a.O., S. 12ff. 「被告の様々な反応は、学校法第38条第2項第3文の留保によっても正当化できない。この規定によれば、被告ラントの憲法第12条第1項、第15条第1項及び第16条第1項による教育委任を引き受けること及びキリスト教並びにヨーロッパ的教育価値・文化価値又は伝統のふさわしい表現・叙述が第1文に基づく行動命令と矛盾する。規定は、キリスト教の信仰表示の特権化への権限を含んでいない。確かに、ラント立法者はこの点で、キリスト教的、ヨーロッパ的教育価値に関してラントの憲法伝統を考慮するという立法者の意思を具体化した。ラントの立法者は、キリスト教及びユダヤ教宗教の寄与を承認しようとし、このような文化的伝統及び教育価値を表明する教師によるそれに対応する表現を第1文の禁止から除外しようとした (vgl. ラント政府の法律案の理由付け, LT-Drs. 13/2793 vom 14. 1. 2004, S. 7)。ラント議会の委員会の審議において及び最後の本会議審議において、『重大な訴訟リスク』を承認して、キリスト教のシンボルに対する例外の問題が、リヒテンタールの公立基礎学校で修道女によって授業中に着用された修道服を手掛かりに、詳細に論じられた。ラント政府の女性代理人は、その場合に次のように述べた。すなわち、ラントにおける学校法の伝統に基づき修道会の人々は当然修道服を着て公立学校で教えることが許され、そしてラント政府はリヒテンタール修道院における修道女に、長い間修道院の責任担当機関の中にあつた学校において、その修道服なしで授業をするを要請す

る理由を見出せない、と (vgl. 学校、青少年及びスポーツ委員会の決定助言及び報告、LT-Drs. 13/3071 vom 14. 04. 2004, S. 3,及び本会議議事録 vom 01. 04. 2004, PlPr 13/67, S. 4719)。その結果、ラントの立法者は、明白に、キリスト教及びユダヤ教の信仰表示 (Bekennnisbekundungen) の特権化への授権を作りだそうとした。学校法第 38 条第 2 項第 3 文は、しかしながら、ラント立法者によって意図された方法で解釈されることができない。むしろ、既に連邦行政裁判所が 2004 年 6 月 24 日の引用された判決で行ったように、宗派共同体の厳格な平等取扱の意味において、この規定の憲法適合的な解釈が必要である。

連邦行政裁判所は、この点について詳細に論じた。すなわち、被告ラントの訴訟代理人が口頭審理において検討したように、基本法第 3 条第 1 項により命じられた学校法第 38 条第 2 項第 3 文の憲法適合的な解釈の場合、特定の地域における宗教的に動機づけられた衣服の特定の形式に対する例外が出てくる。規定に用いられた『キリスト教的』の概念は、バーデン州のキリスト教の[特定宗派の教義に拘束されない]宗派混合学校の憲法適合性についての 1975 年 12 月 17 日の連邦憲法裁判所の決定 (-1 BvR 63/68-BVerfGE 41, 29, 52) の意味において、解釈されなければならない。キリスト教の宗派混合学校では、ラントの憲法に記された公立の国民学校の特徴 (ラント憲法第 15 条第 1 項) 及びその教育目標 (ラント憲法第 16 条第 1 項、第 12 条第 1 項) が、信仰に関する拘束力を奪い取られ、キリスト教の特徴的な文化・教育要素の承認を受けて撤回された。学校法第 38 条第 2 項第 3 文の意味における『キリスト教的』の概念は、したがって、憲法適合的な解釈の場合に、キリスト教の信仰信条の特権化を含まないで、信仰内容から切り離された、キリスト教・ヨーロッパ文化の伝統から生まれた価値世界、それははっきりと見てとれて基本法の基礎をなしており、その宗教的基礎付けとは無関係に有効性を要求する価値世界を表している。ここには、憲法の人権並びに基本権及び人道主義的な価値、たとえば助力を惜しまない気持ち、寛容並びに弱者との連帯などが挙げられる。中立的立場からのそのような価値の表現並びに伝達は、対応するシンボルを使って個人的信仰の表示以外のなにもものでもない。一方は、表現の場合に表現者が自ら自身のために認める個人的内面的な拘束力が問題ではないために、他方と関係がない。」Vgl. バーデン・ヴュルテンベルク州の裁判について検索可能なサイトは以下のものである。「学校法第 38 条第 2 項第 3 文は、キリスト教の信仰表明の特権化の授権を含んでいない。この規定は、ただキリスト教・ヨーロッパの文化に由来する諸価値 (とりわけ、人権、行動の自由、意見表明の自由、人道主義的な諸価値) の伝達だけを規定しているだけであって、信仰内容から切り離されたこの価値世界の伝達の前提条件は排除されない。」[http://lrw.juris.de/cgi-bin/laender\\_rechtsprechung/list.py?](http://lrw.juris.de/cgi-bin/laender_rechtsprechung/list.py?Gericht=bw&GerichtAuswahl=Verwaltungsgerichte&Art=en&sid=8abaddac585d039c86a4ba9e1c0c08f4)

Gericht=bw&

GerichtAuswahl=Verwaltungsgerichte&Art=en&sid=8abaddac585d039c86a4ba9e1c0c08f4

36 A.a.O., S. 14. 「被告は、学校法第 38 条第 2 項第 1 文において書かれた禁止をすべての信仰宗派に対して平等に達成するように義務づけられているのだから、ただ原告に対してだけの処置は彼女の負担で違法な不平等取扱を意味する。それゆえに、彼女に対して出された訴訟物の職務命令は、裁判所によって取り消されなければならないかった。」

37 Richter am VGH Professor Johann Bader, Mannheim, Gleichbehandlung von Kopftuch und Nonnenhabit? in: NVwZ 2006, 1333ff.

38 A.a.O., S. 1333.

39 A.a.O.

40 A.a.O.

41 A.a.O., S.1334.

42 A.a.O.

43 A.a.O.

44 A.a.O.

45 A.a.O.

46 A.a.O.

47 A.a.O.

48 A.a.O.

49 A.a.O., S.1335. 「ユニヴェルゼレス・レーベン」と「ツヴェルフ・シュテメ」は、いずれも新宗教で、学校教育との関連で、子どもたちを共同体でみずから教育し、義務教育学校に就学させないため、問題となる宗教団体

である。さしあたり、Wikipedia, der freien Enzyklopädieで、Universelles Leben ([http://de.wikipedia.org/wiki/Universelles\\_Leben](http://de.wikipedia.org/wiki/Universelles_Leben)), Zwölf Stämme (Glaubensgemeinschaft) ([http://de.wikipedia.org/wiki/Zwölf\\_Stämme\\_\(Glaubensgemeinschaft\)](http://de.wikipedia.org/wiki/Zwölf_Stämme_(Glaubensgemeinschaft))) を参照。

50 A.a.O., S. 1337.

51 Pro und Contra Kopftuchverbot, Dorothee Wetzel, Vorstandsbereich Frauenpolitik aus: b&w 12/03, zuletzt geändert am 25. 02. 2005, 16:29 durch Manuela Reichle, in: [http://www.gew-bw.de/presse/Pro\\_und\\_Contra\\_Kopftuchverbot.html](http://www.gew-bw.de/presse/Pro_und_Contra_Kopftuchverbot.html)

52 Interkultureller Rat in Deutschland, Argumente Thesen zum Kopftuch, Darmstadt, Januar 2004. ([http://www.interkultureller-rat.de/materialien\\_Download.shtml](http://www.interkultureller-rat.de/materialien_Download.shtml)の中のInformationsmaterialienのFaltblätter:ARGUMENTE Thesen zum Kopftuch Faltblatt, Januar 2004. 24 Seiten, <http://www.interkultureller-rat.de/Kopftuch.shtml>)

53 A.a.O., S. 8f.

54 Michaela Wittinger, Kopftuchverbot: Eine „never ending story“, Editorial Heft 32/2006, <http://rsw.beck.de/rsw/shop/default.asp?sessionid=DEC8B94063FC4A62B48C427E14396752&docid=189013&highlight=Kopftuchverbot>

55 Rainer Thesen, Kopftuchverbot: Eine „never ending story“, in: NJW-aktuell Heft 38/2006, Seite XVI, <http://rsw.beck.de/rsw/shop/default.asp?docid=193385&highlight=Kopftuchverbot>. 及び Petra Höss-Löw, Kopftuchverbot: Eine „never ending story“, in: NJWaktuell Heft 45/2006, Seite XIV.

56 A.a.O. (Anm. 53)

57 A.a.O. (Anm. 53)